



2016.10 No. 63

【発行】JAM京滋 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館5F
TEL(075)841-8251 / FAX(075)811-8220
Email : jam-union_keiji@labor.or.jp (名称:ジャム京滋)

あなたの知人、友人が組合
のない所で働いていませ
んか、組合結成の相談は

JAM京滋
075-841-8251

JAM京滋第18回定期大会

ものづくりの明日に向かって 一組織を強化拡大し、運動の再構築に取り組もう



▲生田執行委員長挨拶

JAM京滋は9月17日に琵琶湖グランドホテルにて第18回定期大会を152名の参加で開催した。

大会では午前中は、活動報告、会計報告、会計監査報告があり、午後から2017年度の活動方針、予算、第24回参議院議員選挙の中間まとめ、労働協約と2016年年末一時金の取り組み、役員補充について提案があり、いずれも賛成多数にて採択されました。



▲運動方針の実現に向けて団結ガンバロー!!



新加盟組合 リチウムエナジー・ジャパン労働組合と日伸工業労働組合宇都宮支部▲



▲質問する辻村代議員



▲議案は賛成多数にて採択されました

2017年度 新役員紹介

副執行委員長
奥田 智副執行委員長
黒川 泰和執行委員
岩田 直樹執行委員
難波 和夫執行委員
辻村 法雄会計監査
福田 広樹

※2017年度の中間年において新しく役員になられた方々です。

2016年 労働協約・年末一時金闘争の取り組み

●労働協約

■最重点課題

- ①65歳までの雇用・所得確保の取り組み
- ②育児・介護休業法の改正に対応する取り組み
- ③非正規労働者に対する取り組み(改正パート労働法、有期雇用特措法への対応を含む)

■重点課題

- ①改正労働安全衛生法への対応(企業内労災補償協定の取り組みを含む)
- ②インターバル規制の導入
- ③JAM労働時間指針に沿った労働時間に関する取り組み

■引き続き取り組むべき項目

- ①育児・介護休業法に基づく取り組み
- ②ボランティア活動に対応する休暇制度の整備

●年末一時金闘争の取り組み

- ①年間5カ月基準から年末一時金としての要求は、半期2.5カ月基準とする
- ②最低到達基準として年間4カ月・半期2カ月とする

○労働協約要求提出	10月 6日(木)まで
○年末一時金要求提出日	10月20日(木)まで
○統一回答指定日	11月10日(木)まで

※統一回答指定日は年末一時金闘争と同日

2016「子ども平和ヒロシマ体験学習」

——今年も元気にJAM京滋から13名が参加——

8月5日から2日間にわたって「ヒロシマ」を体験し、学習しました。

JAM京滋は平和を守る取り組みとして、戦争の悲惨さを知らないではなく、知ることから始める平和希求の活動として、8月5日・6日の両日、広島へ組合員の子弟を派遣しています。



「子ども平和ヒロシマ体験学習」では5日に語り部さんから原爆体験談を聞き、平和公園にある原爆被害資料を見学し、6日は平和祈念式典に出席した。式典での同年代の子供平和宣言を聞くことによって、組合員の子弟が世界平和を考える機会としています。

